



無所属 一人会派
HP「辻よし子と歩む会」で検索

会派くさしぎ 辻よし子の 市議会レポート

☎ 197-0802

あきる野市草花 3012-20

T&F : 042-559-6941

携帯 : 090-9386-1275

e-mail : kusasigi@nifty.com

小さな声に耳をすまし、大きな力にひるまず！

一般質問 その1

引田駅北口土地区画整理事業、 清算金を巡る問題の真相が明らかに

前号の市議会レポートで報告した通り、引田駅北口土地区画整理事業において、信じ難い問題が起きています。事業完了時に地権者が支払う清算金の予定額を地権者に間違っただけで伝えていた問題です。新たに入手した資料を基に一般質問をし、事実関係をさらに明らかにしました。

<市長名で誤った通知を交付>

自分の土地がどこに移り、面積がどのくらい減り、清算金はいくらぐらいになるのか、地権者にとって非常に重要な内容を知らせるのが「換地設計決定通知」です。本事業では、5年前に当時の市長名でこの通知が各地権者に交付されました。

清算金については「清算指数」が記載されており、指数に単価を掛けると清算金額になります。単価は経済情勢等によって変動する可能性がありますが、

市では 80 円と予想を立て、指数に 80 円をかけた金額を清算金予定額として口頭で伝えていました。

ところが、この「換地設計決定通知」に記載された「清算指数」そのものが大きく違っていたのです。その原因は「清算指数」の算出方法にあったことが、今回ようやく明らかになりました。

<10 万円以上増額となる地権者は 95 名。最高額は 900 万円>

正しい「清算指数」に置き換えると清算金額が 10 万円以上高くなる地権者は全地権者の 4 割近い 95 名に上り、70 万円、80 万円になる地権者もいることが明らかになりました。さらに、仮換地[※]後に多くの土地を購入した企業の場合は、約 900 万円増額になることも資料から明らかになりました。

6 月議会 ポイント

- 引田駅北口土地区画整理事業、清算金を巡る問題の真相が明らかに (1-2 頁)
- 原発事故後の除染作業で生じた汚染土を全国の公共工事で活用！？ (3 頁)
- 大規模修繕を控えた瀬音の湯の今後 (3 頁)
- 障がい者 (児) の居場所に関する陳情、全会一致で採択 (3 頁)
- 今後の公共施設のゆくえ (4 頁)

主な議案の賛否 (6 月定例会議)

(○賛成 ×反対)	くさしぎ (辻 1 人)	自民党 志清会 (議長を除く 10 人)	公明党 (3 人)	共産党 (3 人)	未来 (2 人)	リメンバー (1 人)	結果
マイナンバー法の利用事務に関する条例改正	×	○	○	×	○	○	可決
一般会計補正予算 (第 1 号)	○	○	○	○	○	○	可決
障がい者 (児) の居場所に関する陳情 (3 頁)	○	○	○	○	○	○	採択

<不誠実な(株)オオバ>

(株)オオバが間違いの起きた経緯について、市に正確な説明をしていなかったため、前回3月議会では、今回の問題の原因について事実と異なる答弁がされてしまいました。また、(株)オオバのこれまでの説明からすると、(株)オオバは実際の清算金額とは異なることを知りながら地権者にその額を伝えていたこととなります。ところが、(株)オオバは今になって「積極的に清算金額の説明をしていない」と言い出し、当時説明会に同席していた市職員の証言とは食い違いの出ていることが、答弁で明らかにされました。場合によっては議会として調査をし、責任の所在を明らかにする必要がある出てくるかもしれません。

<地権者および市民全体に対する市の責任>

誤った「換地設計決定通知」の基となる資料を作成したのは(株)オオバですが、通知は市長名で交付されており、地権者に対する責任は市にあります。市の答弁においても、地権者の理解が得られるまで説明する責任を負っているのは

市である、との明確な姿勢が示されました。

市は、土地区画整理事業に関する専門的知識と経験が豊富な企業として、(株)オオバを選定しました。ところが「清算指数」という基本的かつ重要な数値の計算で大きな誤りを犯し、業務に混乱を招き、市の信頼を失墜させました。その上、説明責任も果たしていません。(株)オオバへの委託料は総額で15億円に上る予定です。厳しい市の予算から多額の委託料を払ってきており、ずさんな業務をそのまま許すわけにはいきません。これは、市民全体に対する市の責任です。場合によっては、(株)オオバに委託料の返還あるいは減額を求めるべきではないか、と意見を述べました。市からは、引き続き必要な調査・確認を行い、その結果を踏まえ、^{かし}瑕疵の度合いや損害の有無などを確認していくという踏み込んだ答弁がありました。引き続き、問題のゆくえを注視していきたいと思えます。

※正式な換地（換地処分）の前に仮の換地として、移転先の土地を使用できる（売却も可能）。

と思います。環境保全の分野においては、自治体が独自の基準を条例などで設けることは決して珍しくありませんので、そうした検討も必要です。

今回の一般質問では、懸念される問題点を示した上で、市の考えを尋ねました。市としては、「市民の安全確保が最優先課題であり、国の動向を注視しながらも、同時に、市としての対応を研究していく」との答弁がありました。地方自治の理念に基づく今後の市の対応を注視したいと思えます。

※福島原発事故で大量に拡散された放射性セシウム137の半減期に基づく計算。



一般質問の動画をぜひご覧ください。



大規模修繕を控えた瀬音の湯の今後

6月議会最終日の議員全員協議会において、新四季創造株式会社と秋川総合株式会社の2024年度の決算および事業報告がありました*。

新四季創造株式会社が指定管理者となっている瀬音の湯については、利用客数の増加で売上げが伸び、営業利益は約2400万円となりました。これまでの事業報告を遡ると過去2番目に高い値になります。

今年度の見通しとしては、2022年度に借入れた3000万円の返済が始まる他、電子マネー決済手数料の発生、さらなる物価高騰の恐れなどから、昨年度並みの黒字を維持するのは難しい状況にあると見られています。

一方、瀬音の湯では2027年度に大規模修繕が予定されています。昨年度市が業務委託していた「秋川渓谷瀬音の湯中長期保全計画」が今年3月

市に納品されました。それを読むと、まず2027年度に機械設備を中心に約2億円の修繕費がかかり、その後も、毎年約3000万円の修繕費がかかると試算されています（コストの平準化を図る場合）。市にとって大きな財政負担になることは間違いありません。ちなみに現在の入湯税収入は約1000万円です。公共施設全体の再編が進められようとしている今、温泉施設を自治体が維持管理していく必要性と意義について整理し直す必要があるように思います。特に、公共施設における木質バイオマスエネルギーの利活用促進として、瀬音の湯の木質バイオマスボイラーの運転再開が有力候補とされていることから、早期に具体的な検討を始める必要があります。

※市が2分の1以上の出資をしている法人については、毎年度議会に経営状況を報告することが地方自治法で定められている。

一般質問 その2

原発事故後の除染作業で生じた汚染土を全国の公共工事で活用！？

3.11東日本大震災による福島原発事故の後、フレコンバッグが山積みされた被災地の光景を覚えている方は多いことと思います。フレコンバッグに入れられた放射能汚染土は、現在、大熊町と双葉町に跨がる広大な中間貯蔵施設に保管されています。その量は東京ドーム11杯分にもなります。今年3月環境省は、全体の約4分の3に当たる8,000Bq/kg以下の汚染土について、全国の公共工事で再利用の方針を決め、省令を改正しました。

もともと放射能を含む廃棄物については、100Bq/kg以下であれば健康に与える影響が極めて小さいと考え、再利用できるという基準があります（クリアランスレベルと言われる）。今回の基準はその80倍ですので、当然、健康への影響が懸念されます。この点について環境省は、汚染土の上

に土を被せれば問題ないとしています。しかし、8,000Bq/kgが100Bq/kgまで減衰するには180年以上かかります*。その間、自然災害等で汚染土が流出する恐れもあり、誰がどのように責任を持って管理するのか、また、工事中の作業員や周辺住民に被ばくの恐れはないのか等々、各方面から疑問の声が上がっています。しかし、残念ながら環境省の現時点のマニュアルには明確な答えが書かれていません。

公共工事での再利用が始まれば、あきる野市でも使われる可能性が出てきます。自治体として住民の暮らしの安全を保障するためには、どのような条件であれば汚染土を受け入れることができるのか、国のマニュアルだけに頼るのではなく、市として主体的に判断基準を作っておく必要がある

障がい者（児）の居場所に関する陳情、全会一致で採択

秋川健康会館に設置されていた障がい者（児）の遊び場「なないろ」がコロナ禍で休止となり、そのまま再開されることなく廃止されてしまいました。6月議会では、これまで「なないろ」の再開を求めてきた当事者家族から、障がい者（児）にとって安心、安定して遊べる居場所を早期に作って欲しいとする陳情が出されました。

委員会審議では、市から「必要性は認識しており、候補地として秋川ふれあいセンターを検討してい

る」との答弁があり、陳情は全会一致で採択されました。

今後、遊び場の運営を市が直営で行うのか、業務委託にするのかは分かりませんが、いずれにしろ、本陳情の提出者をはじめ利用が見込まれる様々な当事者の声を聴き、十分に協議しながら、どのように環境整備を行い、利用者間の調整をどうするのか、望ましい運営方法を検討していただきたいと思えます。

今後の公共施設のゆくえ ～いきいきセンターのプールは「機能移転」に～

人口減少が進み、財政状況も厳しくなる中、老朽化した公共施設の扱いが、どの自治体でも大きな課題になっています。

あきる野市では、今年度から新たに公共施設担当部長職が置かれ、市のホームページには公共施設の課題と現状をまとめた「公共施設等の管理に取り組んでいます」というページも開設されました。

6月議会では、7つの施設について具体的な方針案が示されました。

●秋川健康会館とあきる野保健相談所は、いずれか1つに集約化・複合化。場所は、現在の保健相談所の敷地か新しい場所に。

●秋川体育館と五日市ファインプラザは、1つに集約化。場所は現在のどちらかの敷地、または、新しい場所に。

●いきいきセンターのプールは「機能移転」（後述）するが、センター自体は避難所等の役割も果たしているため存続。

●市民プールと五日市ファインプラザの屋内プールについては、学校のプール指導で利用するかどうかによって、両方残すか1つに集約化するか判断。

いきいきセンターのプールについては、「廃止」ではなく「機能移転」と説明されています。「機能移転」とは、無くなる施設が果たしていた機能を他の施設で果たすことです。いきいきセンターのプールについては、スポーツ施設というよりも介護予防やリハビリという面で大きな役割を果たしてしまし

た。その機能を他のプールで保障できて、初めて「機能移転」したことになります。そのためには、水位を調節したり、マットや手すりなどの補助用具を設置する等の工夫が必要になるかもしれません。

残りの2つのプールについて集約化等が図られるのは当分先になる見通しですから、それまで「機能移転」を待つことはできません。特に、いきいきセンターのプールはボイラーが故障して既に1年以上休場したままです。現在のプールにおいて「機能移転」に向けた対応を早急に検討すべきだと思います。

今後、公共施設は全体として規模の縮小を免れることはできません。その際大切なことは、建物の存続だけにこだわるのではなく、そこでどのような市民サービスが提供されていたのかを改めて考えることだと思います。建物がなくなってもサービスを提供できるケースがあるかもしれませんし、民間に委ねても差し支えないサービスもあるかもしれません。建物の老朽化というハード面と併せて、ソフト面の点検がより重要だと思います。

それらの検討を進める上で何より大切なことは、実際に施設を利用している市民の生の声を聴き、その施設が提供していたサービスに対する需要を把握することだと思います。それと併せて、なぜ公共施設の再編が必要なのか、多くの市民の理解を得ることも重要です。

そして、公共が担う市民サービスには福祉の視点が不可欠であり、利用者の多寡で施設存続の是非を決めてはいけないことは、言うまでもありません。

会派「くさしぎ」は、「草の根市議」から取った名前です。政党や大きな組織に属さず、市民の横のつながりを大切に、草の根民主主義を目指して活動しています。

現在は、辻よし子だけの一人会派です。

*クサシギは水辺の野鳥です→



辻よし子プロフィール：1960年生まれ。小さい頃から生き物が好きで高校時代は生物部に。大学で教育に関心を持ち、小学校教員を経て、タイ農村との教育交流活動を展開。1995年よりあきる野市に暮らし、「川原で遊ぼう会」で環境保全活動に取り組む。原発事故を契機に仲間と市議選にチャレンジ。現在10年目。夫、次男、ネコ1匹と草花に暮らす。



HPをご覧ください！